

【⑧その他】

- 1 不支給となった場合に不服申し立ては出来ますか。
→ 支援金・給付金の支給・不支給の決定は行政処分ではないため、不服申し立てはできません。

- 2 配偶者が休業していたのですが、急遽亡くなりました。亡くなる前の休業期間について代わりに申請することは可能でしょうか。
→ 支給申請時点でご存命の方が対象となります。

- 3 令和2年4月1日以降に引っ越しして住所が変わりました。申請項目にある現住所には、どの時点の住所を記載すればよいですか。
→ 申請日時点の住所を記載いただくようお願いします。